



厚生労働省発開0328第2号

平成30年3月28日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業訓練基準の見直し

近年の社会情勢や産業技術の革新の動向等を踏まえ、職業訓練内容の充実を図るため、普通課程の普通職業訓練における金属材料系の鉄鋼科、鑄造科、鍛造科及び熱処理科、金属加工系の塑性加工科、溶接科及び構造物鉄工科、機械系の機械加工科、精密加工科及び機械技術科、第一種自動車系の自動車製造科及び自動車整備科、第二種自動車系の自動車整備科及び自動車車体整備科並びにメカトロニクス系のメカトロニクス科の教科の科目及び訓練時間の見直しを行うものとする。こと。（別表第二関係）

第二 職業訓練指導員試験に関する見直し

一 特に不足している免許職種に係る職業訓練指導員の今後の継続的・安定的な確保に資するよう、職業訓練指導員試験の受験資格に、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の技能を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者を追加し、実技試験を全部免除とすること。（第四十五条の二及び第四十六条関係）

二 職業訓練指導員試験の溶接科の受験資格に、ガス溶接作業主任者免許又はガス溶接技能講習の修了証

を有する者を追加すること。（別表第十一の三関係）

第三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 施行期日等（附則関係）

一 施行期日

この省令は、平成三十年四月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。